第三の一の㈢中「第八条及び第九条」を「第九条及び第十条」に改め、同㈢中「第八条及び第十一条」を「第九条及び第十二条」に改める。

第三の二の㈠中「第十三条」を「第十四条第二項」に改め、同㈢中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

第三の三の㈡中「第十三条」を「第十四条第二項」に「しないようにするものとする。」を「してはならない。また、短時間労働者が、不利益な取扱いをおそれて、短時間労働者法第十四条第二項に定める説明を求めることができないことがないようにするものであること。」に改める。

第三の三に次のように加える。

㈢　短時間労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることは適当でないものであること。

**○厚生労働省告示第二百九十四号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

「アメリカ合衆国（カリフォルニア州、デラウェア州及びメリーランド州を除く。）」を「アメリカ合衆国（カリフォルニア州及びメリーランド州を除く。）」に改める。

**○厚生労働省告示第二百九十五号**

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第十八条の規定に基づき、介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定める事業を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業

介護保険法施行令附則第十八条の規定に基づき認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である被保険者に対する支援を行う事業で、次の⑴から⑶までに定めるもの

⑴　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止等のための事業

⑵　医療機関、介護サービス事業者（法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）及び認知症である被保険者に対する支援に関する活動に携わる者の間の連携に対する支援並びに認知症である被保険者又はその家族に対する相談業務等を行う事業

⑶　認知症である被保険者に対して提供される保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上に資する事業

二　被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する活動に携わる者の間の連携に対する支援等を行う事業

**○厚生労働省告示第二百九十六号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

| 品種又は品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| 大豆 | ステアリドン酸産生ダイズＭＯＮ87769系統 | 日本モンサント株式会社 |

**○農林水産省告示第千十二号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第二号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ムトゥアグン　ルスタリ株式会社　インドネシア　西ジャワ州　デポック県　一万六千九百五十

三　チマンギス郡　チュルグ村　ラヤ　ボゴール通り　三十三・五キロメートル　十九番地

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板、フローリング、集成材、単板積層材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

⑴　認定を行う区域

外国

⑵　認定を行う事業所の所在地

インドネシア　西ジャワ州　デポック県　一万六千九百五十三　チマンギス郡　チュルグ村

ラヤ　ボゴール通り　三十三・五キロメートル　十九番地

**○農林水産省告示第千十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成二十六年七月八日　第三十一号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

グリーンパネルコーポレーション　中華人民共和国　北京市　ドンチェン行政区　東街区十八へピングリ　林業省第三ビル　百二十号

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板、単板積層材及びフローリング

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

⑴　認定を行う区域

中華人民共和国

⑵　認定を行う事業所の所在地

中華人民共和国　北京市　ドンチェン行政区　東街区十八へピングリ　林業省第三ビル　百二十号